

所定疾患施設療養費算定の状況

所定疾患療養費

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を当施設ウェブページにて公表いたします。

算定要件

所定疾患施設療養費（Ⅱ）は、肺炎等により治療を必要とする状態になった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日を限度とし月1回に限り算定する。1月に連続しない1日を10回算定することは認められないものであること。

- ・ 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- ・ 所定疾患施設療養費（Ⅱ）の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
イ 肺炎 ロ 尿路感染症 ハ 带状疱疹 ニ 蜂窩織炎 ホ 慢性心不全の増悪
- ・ 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できる。
- ・ 慢性心不全の増悪については、原則として注射又は酸素投与等の処置を実施した場合のみ算定できるものとし、常用する内服薬を調整するのみの場合では算定できない。
- ・ 算定するにあつては、診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療記録に記載しておくこと。
- ・ 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表する。公表にあたっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の状況を報告する。
- ・ 介護保険施設の医師が感染症対策に関する内容を含む研修を受講していること。

主な治療内容

肺炎	血液検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給(経口・点滴)、喀痰吸引など診断結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
尿路感染症	血液検査、尿検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給(経口・点滴)など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
带状疱疹	抗ウイルス剤の点滴注射、軟膏塗布など診断結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
蜂窩織炎	抗菌薬の点滴注射、抗菌薬の内服療法など診断結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
慢性心不全の増悪	利尿剤等の点滴注射、内服、酸素投与など診断結果をもとに適宜必要な治療を行っています。

令和6年度 所定疾患施設療養費算定状況 (令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日)

疾患名	件数	治療日数
肺炎	3	22
尿路感染症	1	10
带状疱疹	5	45
蜂窩織炎	8	56
慢性心不全の増悪	0	0
合計	17	133